

和庄中学校区生徒指導重点目標

9年間を通して自立心の育成を図り，自主的・主体的な行動ができる児童生徒を育成する

本通小学校教育目標

夢を持ち自ら学ぶ

～「挑戦」そして「感謝」～

生徒指導規程について

この規程は，本校の学校教育目標を達成するためのものです。そのために，児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を和庄中学校区（和庄中・和庄小・本通小・長迫小）での連携のもと決めました。

1 登校

朝7：45～8：00の間に登校します。遅刻する場合は，8：15までに学校に連絡をお願いします。遅刻をしたときは，児童は必ず職員室に寄り，学年，名前と遅刻をした理由を報告します。

2 欠席

① 病欠の場合も含め，保護者と連携します。

② 3日連続して欠席した場合は，担任等が家庭訪問等を行い保護者と連携します。

※ 病欠，入院，インフルエンザ等の出席停止や忌引きなど，特別な事情がある場合については除きます。

3 服装・頭髪

○「本通っ子のきまり」を守ることができていない場合

- ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さ，守る義務について話をします。
- ② それでも守ることができない場合は，担任等が家庭連絡を行い，指導内容と家庭での指導・協力をお願いします。

4 学用品・持ち物

○「本通っ子のきまり」を守ることができていない場合

- ① 担任等が児童に集団生活を営む上でルールの大切さを諭し，これから持ってくるものがないように指導します。
- ② 不要物を持ってきた場合は，学校で預かります。担任等が，家庭連絡を行い，指導内容と家庭での指導・協力をお願いします。
- ③ それでも守ることができない場合は，保護者に学校まで取りにきていただき話合いをもちます。
- ④ 「タブレット端末活用のルール」※1を守ります。

5 携帯電話・スマホ等

原則，学校に携帯電話等を持ってきてはいけません。学校が必要であると認めた場合のみ許可しますが，必ず携帯電話等の電源を切り，袋に入れて職員室に預けます。

6 いじめ

呉市立本通小学校いじめ基本防止基本方針に則り，「いじめ」を積極的に認知します。「いじめは人として絶対に許されない行為であること」を常に指導しています。しかし，いじめが認められた場合には，次の点に留意して特別な指導を行います。

- ① 被害児童及び加害児童の保護者と学校で話合いを持ちます。
- ② まわりの児童との関係に注意を払い，人間関係づくりを慎重に行います。
- ③ 被害児童及び加害児童に対しては，教育相談などのフォローの体制を確実に組んで寄り添いながら継続的に指導します。

7 器物破損

- ① 事実確認後，指導に従わない場合は，特別な指導を行います。
- ② 弁償については，担任等が管理職と検討して保護者に知らせます。

8 けんか・暴力行為

- ① 事実確認後、指導に従わない場合は、特別な指導を行います。
- ② 場合によっては、保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ③ 繰り返す場合は、警察等関係機関と連携します。

9 授業妨害・対教師暴力（暴言）

- ① 他の児童の学習権を奪う許されない行為であることを理解させ、集団生活のルールとマナーをしっかりと指導します。
- ② 指導に従わない場合は、特別な指導を行います。
- ③ 場合によっては、保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ④ 繰り返す場合は、警察等関係機関と連携します。

10 落書き

○落書きをした児童が特定できた場合

- ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
- ② 場合によっては、保護者と学校で話し合いを持ち、保護者は落書きした児童とともに落書きを消していただきます。

11 盗難・紛失

○加害児童が特定できた場合

- ① 担任等が児童に対して事実確認を行います。
- ② 保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ③ 場合によっては、保護者は児童とともに被害児童宅に謝罪に行ってください。
- ④ 繰り返す場合は、特別な指導を行うとともに、警察等関係機関と連携します。

○加害児童が特定できなかった場合

- ① 担任等が事実の確認を行うとともに紛失物を捜します。
- ② 担任等が被害児童宅に連絡をします。しかし、弁償することはできません。
- ③ 繰り返される場合は、警察等関係機関と連携します。

12 窃盗・万引き

○外部（店・警察など）からの連絡によって分かった場合

- ① 再発防止に向けて保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ② 保護者は児童とともに謝罪に行ってください。
- ③ 繰り返す場合は、特別な指導を行うとともに、関係機関と連携します。

○児童や保護者からの情報があつた場合

- ① 事実確認は慎重に行います。
- ② 情報者と対象児童は接触させません。情報者の不利益にならないようにします。
- ③ 事実確認が取れたら、再発防止の観点で保護者と学校で話し合いを持ちます。
- ④ 保護者は児童とともに謝罪に行ってください。
- ⑤ 繰り返す場合は、特別な指導を行うとともに、警察等関係機関と連携します。

13 その他の問題行動

- ① 状況によっては特別な指導を行います。
- ② 問題行動の程度によっては、警察等、関係機関と連携をします。
- ③ 保護者と学校で話し合いを持ちます。

特別な指導について

別室等での反省指導の行い方

1 場所

校長室、相談室等

2 期間

- ① 学校（管理職、生徒指導主事、担任等）が協議し、期間（１～５日間）を決めます。
- ② 特別な指導の期間及び内容について、当該児童と保護者に説明します。
- ③ 特別な指導の期間中、指導に従わなかった場合は、指導期間を延長します。

3 対応者

校長・教頭が中心となり、組織的に対応します。

4 内容

充実した学校生活や家庭生活を送るために振り返りを行い、次への展望を教職員と一緒に考えます。

- ① 説諭
- ② 反省文及び振り返り
- ③ 学習反省（学習を教職員の指導のもと実施します。）
- ④ 奉仕活動（自己を見つめるために、掃除やボランティアを教職員と一緒にを行います。）
- ⑤ 別室指導（児童のより良い変容を望んで授業中か放課後に実施する。）

授業反省指導の行い方

1 期間

- ① 学校（管理職、生徒指導主事、担任等）が協議し、期間（１～５日間）を決めます。
- ② 特別な指導の期間及び内容について、当該児童と保護者に説明します。
- ③ 特別な指導の期間中、指導に従わなかった場合は、指導期間を延長します。

2 対応者

校長・教頭が中心となり、組織的に対応します。

3 内容

- ① 当該児童と共に、充実した学校生活や家庭生活を送るための目標を決め、観察による指導を行います。
 - ② 当該児童とともに振り返りをします。
 - ③ 保護者に報告します。
- ※ 指導の効果が十分に見られない場合は、指導期間を延長したり、目標の見直しをしたりした後、観察による指導を繰り返します。

※ 1 携帯電話・スマートフォンの使用については、次に掲げる情報モラルを守ります。また、家庭での約束を必ず作り、守ります。

- ① アカウント情報（ＩＤやパスコード及びパスワード）は、他人に教えたり、インターネット上に公開したりしてはいけません。
- ② 画面をのぞき込む等して、他人のアカウント情報を盗み見てはいけません。
- ③ タブレット端末やクラウドに保存してある他人のデータを許可なく変更したり、削除したりしてはいけません。
- ④ 無断で他人の写真や動画を撮影したり、加工したりしてはいけません。
- ⑤ 他人を撮影する時は、撮影する前に相手にきちんと伝えましょう。
- ⑥ 撮影した相手が嫌な思いをするものであれば、本人の目の前で撮影した画像や動画を削除しましょう。
- ⑦ みだりに他人にカメラを向けるなど、疑わしいことをしてはいけません。
- ⑧ インターネット上に不適切なデータを公開した場合、完全に削除することはできないため、肖像権の侵害や名誉毀損などにつながります。